

第7章 重点施策

1 「地域健康福祉支援センター」の創設

(1) 地域健康福祉支援センター

地域健康福祉支援センターは、
「支え合いマップ」づくり支援、研修会開催
「支え合いの輪づくり」支援、関係部署等との調整
「地域支え合い会議」の開催、調整

等の重点施策に関する事業を実施して、住民による支え合いを支援する役割を担います。

計画初期においては、基幹地域健康福祉支援センターを市役所本庁の健康福祉部内に設置し、地域の民生委員・児童委員をはじめ福祉関係者、住民有志、NPO等を対象に「支え合いマップ」づくりの研修会を開催して、マップづくりの趣旨の理解や技術の習得を図ります。

また、健康福祉部内各課や関係する事業者等と連携を図りながら、既存の「地域ケア会議」の「地域支え合い会議」への統合を視野に入れ、上記 から までの事業を推進します。

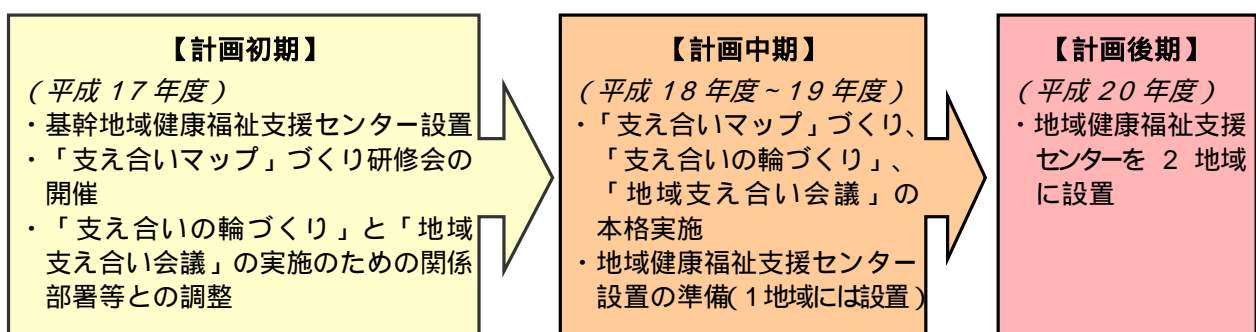
(2) 地域健康福祉支援センターの展開

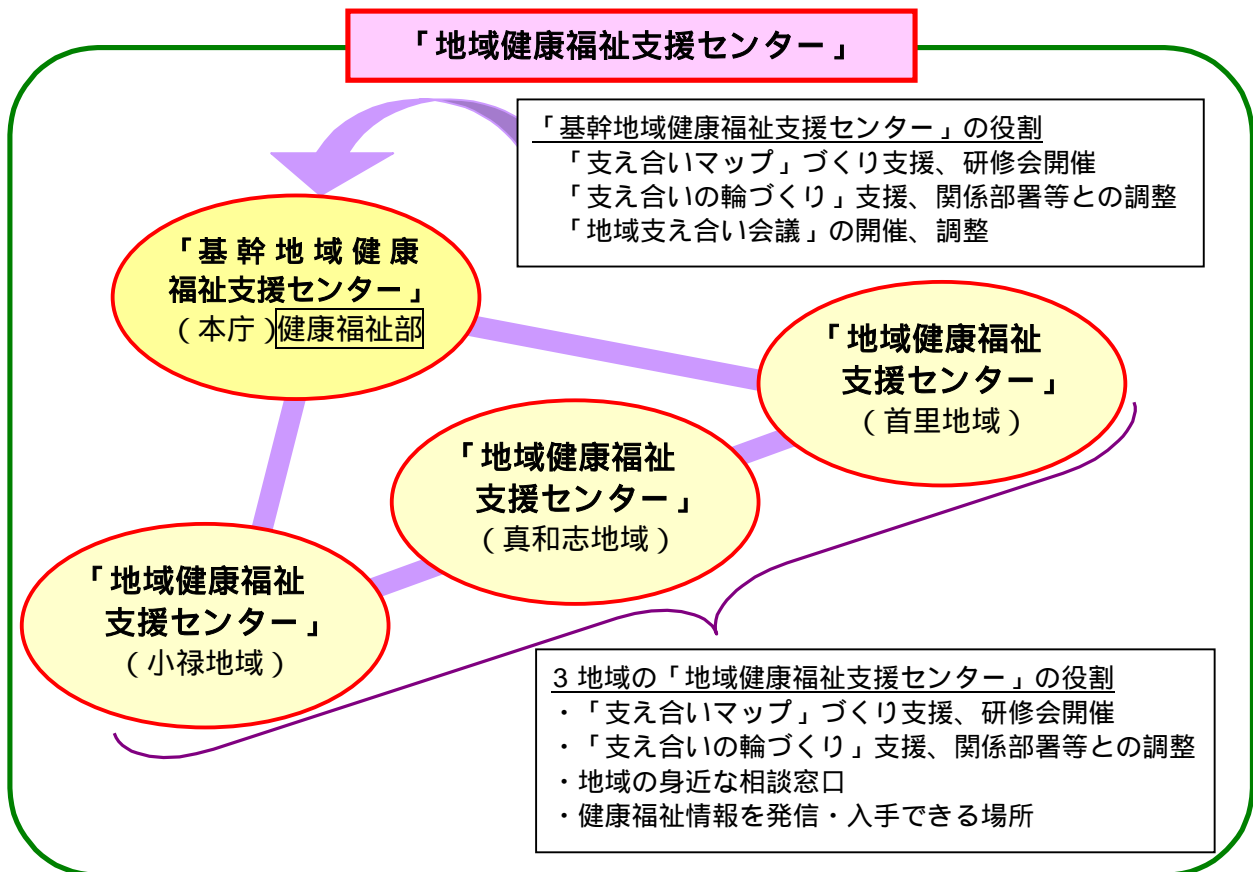
計画中期に首里・真和志・小禄の3地域への地域健康福祉支援センター設置の準備（うち1ヶ所については計画中期に設置）をします。

計画後期には、保健センター、老人福祉センター、あるいは在宅介護支援センター等の既存の施設を活用して、市内2地域への地域健康福祉支援センターの設置をめざします。

これらの地域健康福祉支援センターは、「支え合いマップ」づくり支援、研修会開催、「支え合いの輪づくり」の支援、関係部署等との調整に関する事業を実施するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、NPO等の協力を得ながら地域の身近な健康福祉の相談窓口として、また健康福祉情報を発信または入手できる場所としての役割を担います。

将来的には、「支え合いマップ」づくりから明らかになる地域の社会資源を活用して、各小学校区に地域健康福祉支援センター（地域の身近な健康福祉に関する相談の場、健康福祉情報を発信または入手できる場）づくりをめざします。





(3) 地域健康福祉支援センターの意義

市役所内部の横つなぎ役

地域健康福祉支援センターは、「支え合いの輪づくり」や「地域支え合い会議」から出される地域の課題や解決策について、市役所内部の他の部課との調整が必要な事項についてその調整役となることで、横つなぎの役割を担います。

地域の多様な社会資源の横つなぎ役

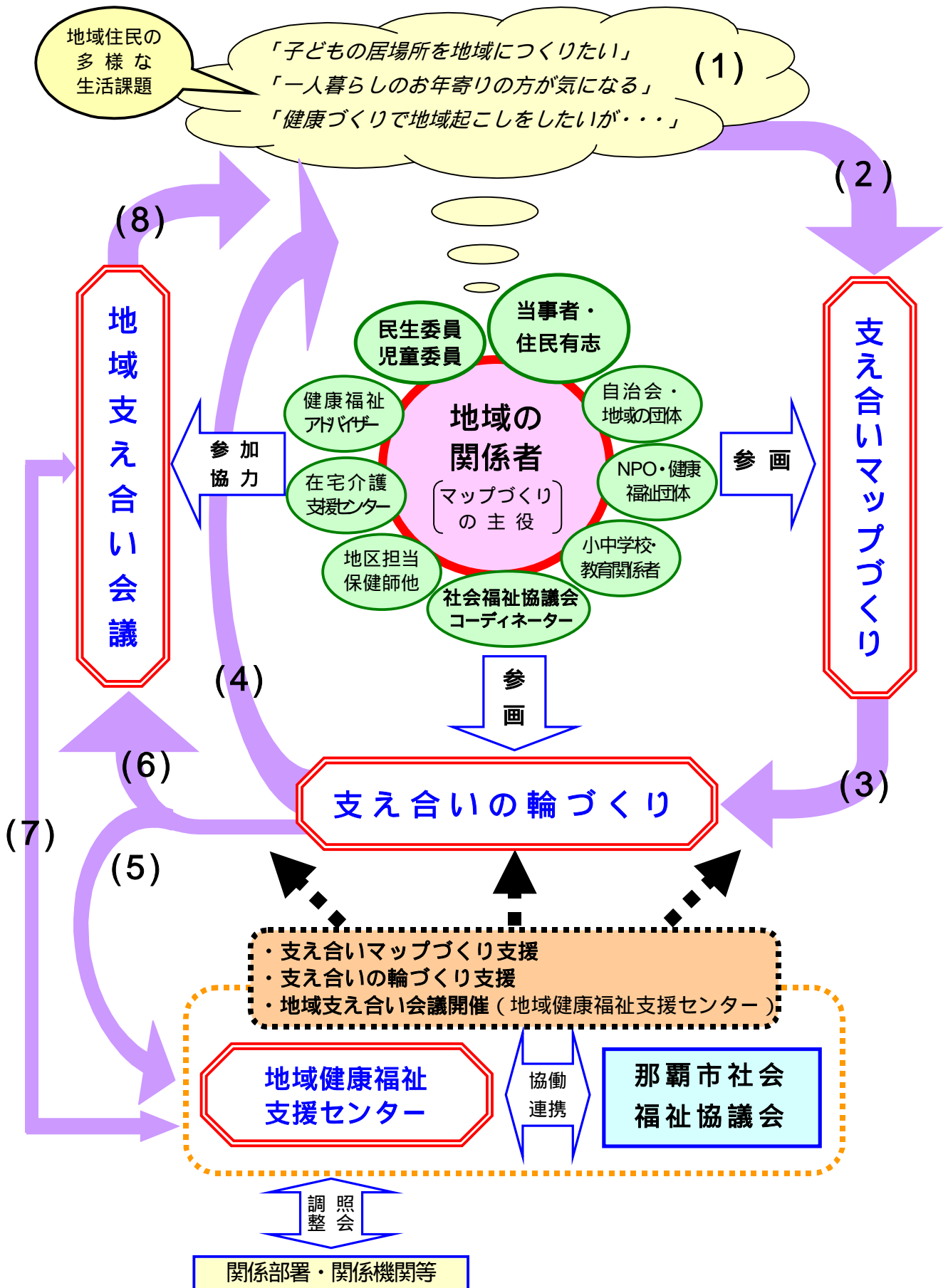
地域健康福祉支援センターは、社会福祉協議会とともに、「支え合いマップ」づくりをとおして、地域の人材等多様な社会資源を把握し地域住民とを結び、地域の横つなぎの役割を担います。

住民の流儀に沿って新たな社会資源を開発する

地域健康福祉支援センターは、日頃から住民が行っている支え合いや助け合いの流儀を尊重し、それらを育み活かすことを目標とします。住民が日常生活や仕事の中で“ついでに”、あるいは“さりげなく”行っている支え合いやふれあいを把握し、その“住民の流儀”を他の地域や事例に応用できないか検討します。

したがって、地域健康福祉支援センターは、住民により近い立場から本市の健康福祉に関する政策を立案し、また住民等による活動を支援する役割を担います。

2 地域住民による支え合いの仕組み



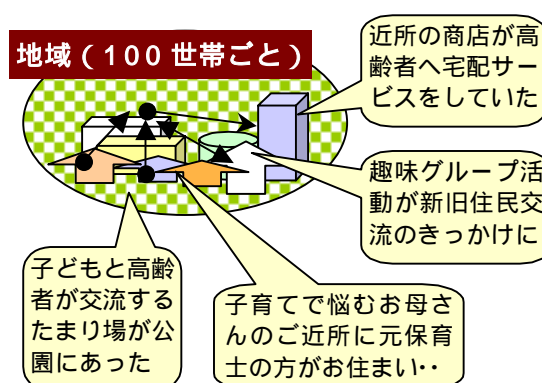
(1) きっかけは一人ひとりの想いから

「もっと地域住民や地域のことを知りたい、近所の気になる人の手助けをしたい、地域の困りごとを何とか解決したい・・・」といった住民一人ひとりの想いが、「支え合いマップ」づくりに取り組むきっかけになります。

特に、地域の事情に詳しい関係者（26 ページ図中央）が「支え合いマップ」づくりに取り組むことで、困りごとを抱えた当事者の把握のみならず、地域起こしにつながる地域の社会資源や課題を把握することができ、地域活動の新たな展開が期待されます。

(2) 「支え合いマップ」づくりは地域の宝探し

住民による支え合いを育むためには、地域の実情や地域住民同士のつながりを丁寧に調べる必要があります。そのために、住民有志や当事者を含めた地域の関係者が「支え合いマップ」をつくり、地域住民同士のつながりを把握するとともに、地域の社会資源や生活課題、また当事者をめぐる地域の現状や課題等を確認します。



このマップは、住民有志や当事者の自宅等で聞き取りをしながら作成し、マップ作成に携わった当事者または地域の関係者によって管理・活用されます。

地域健康福祉支援センターは、社会福祉協議会と協働・連携して、マップづくりの手法について研修会を開催し、実際のマップづくりを支援します。

(3) 地域住民の流儀で「支え合いの輪づくり」

マップからわかる地域の社会資源や、日頃から地域住民が行っているさりげない支え合いの流儀をもとに、地域の生活課題と当事者をめぐる課題の解決策や、地域起こしのアイデアを考え、地域住民や関係者等で取り組んでいきます。

例えば、子どもが集まる商店や公園、世話好きで地域に詳しい高齢者、元教師・看護師といった資格や特技をもっている方等、マップからわかる地域の社会資源をもとに、子どもや高齢者が気軽に集まることのできる地域の居場所づくりや、当事者が地域で生活する上で当事者・支援者双方に負担感がなく継続できる支援策等、日常の地域住民の支え合いによる解決をめざします。さらに、そこから地域の活性化や^{*}コミュニティービジネスへと発展することも考えられます。

このように、日常の地域住民のさりげない支え合いの流儀を活かしながら、住民と住民、住民と地域の社会資源とを結ぶことによって、あらたに支え合いが生まれ、ひろがっていくことを、ここでは「支え合いの輪づくり」と呼びます。

地域健康福祉支援センターは、社会福祉協議会と協働・連携して住民等による「支え合いの輪づくり」を支援し、また必要に応じて地域の社会資源を発掘するために「支え合いの輪づくり」を推進します。

(4) 繰り返される「支え合いマップ」づくりと「支え合いの輪づくり」

地域の社会資源や支え合いの関係をさらに調べる必要がある場合や、「支え合いの輪づくり」の過程で新たな課題が見つかる場合は、再び「支え合いマップ」をつくりまします。

基本的には、この(1)から(4)までの流れを繰り返すことで、地域住民の顔がつながり、「支え合いの輪づくり」に取り組んだ関係者を中心としたゆるやかなネットワークが生まれ、地域住民による支え合いが育まれます。

(5) 横つなぎ役の地域健康福祉支援センター

「支え合いマップ」づくりで共有された地域の課題や、「支え合いの輪づくり」をとおして見えてきた解決策について、本市の関係部課やその他関係する事業者等との横断的な調整が必要な場合は、地域健康福祉支援センターが社会福祉協議会と協働・連携して調整にあたります。

(6) 行き詰まったときの「地域支え合い会議」

「支え合いの輪づくり」で解決が困難な場合や解決策が見出せない場合は、基幹地域健康福祉支援センターが、保健所、医療機関、社会福祉協議会等の関係者や専門家で協議する「地域支え合い会議」を開催します。必要に応じて当事者や地域の関係者も会議に加わります。

(7) 「地域支え合い会議」で社会資源の開発

「地域支え合い会議」では、当事者が地域で生活する上で必要な社会資源の開発をするために話し合い、解決策をまとめます。

この解決策に基づいて、地域健康福祉支援センターが中心となって社会福祉協議会と協働・連携しながら社会資源の開発や調整をします。



(8) 再びマップづくりへ

「地域支え合い会議」の解決策が、実際に当事者や地域の課題解決に効果的であったかを確認するため、再び「支え合いマップ」をつくりまします。

さらに(1)から(4)までの流れを繰り返すことで、継続的な地域の支え合いにつながります。

これら(1)から(8)までの流れはあくまでも標準で、地域住民の流儀で自由に順番や内容を変え、自由に「支え合いの輪」をつくり、ひろげていくこととなります。

地域の関係者がマップづくりのために当事者宅に集まるだけで、それが「支え合いの輪」になり、その場で課題が解決することも考えられます。

また、マップづくりに取り組む地域の関係者の顔ぶれも、対象となる当事者や地域の事情に応じて変わります。

「支え合いマップ」は、住民有志や当事者を含めた地域の関係者によって、それぞれの同意を得てつくられるもので、その関係者の間だけで活用されるよう注意が必要です。つまり、「支え合いマップ」で明らかになる特定の個人や家庭に関する情報は、「支え合いの輪づくり」に取り組む地域の関係者の間だけで流通されなければなりません。

そして「支え合いマップ」は、地域の関係者間での情報共有の手段であり、「支え合いの輪づくり」に必要な情報を集積した財産であるといえます。例えば、

「あの家には寝たきりの老人がいて家族が介護疲れのようだ」

「この家の主人は健康そうに見えるが実は病気を抱えている」

「隣の赤ちゃんのいる夫婦は最近子育てで悩んでいるようだ」

といった情報が、マップによって近隣住民や地域の関係者間で共有されれば、ご近所同士の「支え合いの輪づくり」のきっかけにつながるだけでなく、災害時や病気・事故等の緊急時における危険の回避や迅速な救出につながるようになります。

… 「住民の支え合いマップづくり研修会」の様子 …

